

桂川町農業委員会第6回総会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月9日(木) 午後1時30分～午後3時
- 2 開催場所 桂川町役場 201・202会議室
- 3 出席委員 9名

正議長	藤春 郁夫	5		最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6	高嶋 征敏	11	藤川 房信
1	山邊 俊明	7	竹本 貞男	12	平塚 重義
2		8	芳 中 悟	13	大塚 清文
3	野上伸太郎	9	林 英 明	14	
4	久保正澄	10			

- 4 欠席委員 3名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議 案 第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3)議 案 第14号 農用地利用集積計画の決定について
- (4)議 案 第15号 遊休農地の判定について
- (5)報告事項 第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (6)そ の 他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓 哉
係 長 藤 木 秀 臣
書 記 原 田 海 世

7 会議の概要

事務局	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>只今より令和3年度第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同礼。御着席ください。</p> <p>以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>只今より令和3年度第6回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中9名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。2番原中壽委員、5番神崎宏昭委員、10番古野泰治郎委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
会場	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは議事録署名委員を1番山邊俊明委員、6番高嶋征敏委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。</p> <p>議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案書に基づき説明】</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入りたいと思います。質問、ご意見はございますか。</p> <p>この件は総合高校との賃借契約となります。農業の実習をするということで、農地をいくつか借りているということです。</p>
大塚推進委員	<p>これは1枚で1,184㎡あるんですか。</p>
事務局	<p>はい、緑に着色している所1枚で1,184㎡となります。</p>
竹本委員	<p>ここは現在作付けしていると思うんですけど、その方の利用権は解約してあるんですか。</p>

事務局 | ここは解約ではなく、利用権の期間満了です。

議長 | 総合高校がいくつか借りているんですよ。借入地が8,574㎡のうち、全部いっぺんに借りているわけではなくて、時期がずれたりとかそういう状況でありますので、今回は、1,184㎡の分が新たに利用権設定されているということです。よろしいでしょうか。

それでは採決いたします。議案第12号、農地法第3条の許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 | (挙手)

議長 | 全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請について議案に供します。今回は4件ありますので、審議番号1から始めます。地区担当の藤川房信委員より説明をお願いします。

藤川推進委員 | ご報告いたします。今回の申請地につきましては9月6日、農業委員会事務局の原田書記の立会のもと、現地確認を行いました。申請者の〇〇氏が、一般住宅として利用するため農地の転用許可申請がなされております。すでに地元の水利関係者との協議も行われ、同意も得られておりますので、特に問題ないと判断いたしております。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 | 続いて事務局より説明をお願いします。

事務局 | **【議案書に基づき説明】**

議長 | これより質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。
この場所は、ながはたの前になります。これは息子さんですよ。

藤川推進委員 | そうです。

大塚推進委員 | ここは分筆をしてこの形になっているんですか。

藤川推進委員 | そうです。これは、本当なら、ながはたの横の駐車場が自分の土地だったんですけど、家がなかったら建てられないという事で、わざわざ田んぼをこうしたんですけども、ちょっと質問があるんですけどいいですか。
ながはたの駐車場があるじゃないですか。その隣が田んぼでそこに建て

たかったんですけど、申請がおりなかったんです。変な形に田んぼが残ってしまってますね。

議長 あのですね。ここが申請が下りた理由は前に建物があるんです。その範囲はいいんです。1種農地でも建てられるんです。

藤川推進委員 それはわかっているんですけど、もったいない田んぼの使い方がですね。変な形で残ってしまうからですね。

議長 駐車場の所に建てたかったという事でしょう。

藤川推進委員 本当はそうですね。

議長 こっちは建物がないんですよ。昔は家を建てたりできたんですけど、ここは1種農地になりますから、家の前とか、建物の間ぐらいしか建てられないんですよ。

藤川推進委員 残りの田んぼがもったいないなと思ってですね。

久保委員 それは県で決まっているんですか。

議長 農地法の中で決まっているんです。1種農地でも家の前とかですね。〇〇さんの所も家を建てたじゃないですか。あれは、家の横だから建てられたんです。その後3件くらい増えたんですかね。

芳中委員 〇〇があるじゃないですか。あれは、田んぼの真ん中ですよ。あそこの家は。その時の農業委員さんの考えでなったんじゃないかと思うんですけど。

藤川推進委員 それも話したんですよ。〇〇は建っているのに、何でここはいけないんだと。

議長 あれはずいぶん昔の話でしょうけど、例えば資材置場とかそういう形でしたんじゃないかと思います。

藤川推進委員 最初から家でしたよ。資材置場でもなんでもなく。

久保委員 さっき言った農地法というのが変わったという事ですか。

事務局 元々は1種農地の転用というのが基本原則できないんです。ただそこが要件とかをクリアすれば建てられるというか、だいぶ緩和はされてきた経緯はあります。

久保委員 そんなことを言ったら農地としてはここに建てるよりも、駐車場の横に建てた方がいいというのはわかるじゃないですか。農業委員会としては。誰が考えても。それができないというのが桂川町農業委員会と言えないのかなと思うんですけど。農業のためにはそれがいいですよ。

農地法が変わっていないのに、その時その時で変わっているのがですね。なんでこんなに言ってるかという、〇〇さんの息さんが工場を建てたじゃないですか。あれは家の横に建てたかったんですよ。ところが反対に家がないから結局家にくっつけては建てられなくて。〇〇さんが農業委員の時の話ですけどね。

議長 あれはたしか何かの案件があっつくっつけられないとなったんですよ。私もそれはわかりませんが、この件に関しては一応事務局で調べて〇〇の所が1種農地になるのかも調べて次回報告したいと思います。それでよろしいでしょうか。

竹本委員 農業委員会に権限がないんですよ。〇〇にしてもそうだし。〇〇のところも建物が建ってしまっていて、建物を建てているとわかって農業委員会でやめてくださいとか、ここは建てられませんとか言えないんですよ。そのへんを話し合っ、農業委員会もある程度改革しないと、今の話みたいに、せっかく利用できた農地をですね。誰がみてもわかることですから。土居の人から不満がでるのも当たり前ですよ。なんで、〇〇だけ田んぼの真ん中に建てて、最初資材置場として、その後に建物を建てて、農業委員会としては止めようがなかったと言うのが現状じゃないんですかね。宅地としては許可してないはずですよ。その辺を農業委員会もある程度の権限を持たせてもらわないと。

大塚推進委員 この前の農業委員会で資材置場というのを注意して許可を出さないといけないという話をしていたじゃないですか。その通りと思いますよ。一回そうになったら、うやむやになってしまう恐れがあるんですよ。

議長 結局そうなった時に、農業委員会に報告義務がないからですね。

竹本委員 農地である以上は農業委員会の管轄になるけど、それを離れたら言いようがないですよ。建物建てられて日陰になったって文句の言いようがな

いんですよね。だからうちの農業委員会はここまでの権限があると、あくまでも農地に関しては注意する義務があるとか、権限があるとか、そういう事をやっていかないと農業委員を皆さんされていて、やる気もないですよ。

議長 基本的にさっき竹本委員が言われたように、農業委員会で拒否権がないんですよ。議案が出てきて不備があれば突き返すとか、地元がどうしても反対があるとかいうときには、農業委員会としても拒否権をだすんですけど、昔一度不許可案件にしたのは大塚委員の近くの畠中石材が開発していたその案件は、地元からの反対があって不許可にしてほしいという要望がありましたから、農業委員会にかけてしまったけど、結局あれも不許可案件にならないんですよ。あとは山林にしたいといわれて。800㎡くらいの土地があったんですけど、そこを何もできないから山林にしたいという話だったんです。結局は転売してますもんね。

大塚推進委員 あその土地だけはですね、まだ〇〇さんが持っているんですよ。太陽光の関係があって。

議長 太陽光ができる予定だったんですよね。そういう部分は農業委員会も反対ができるんですけど、正式な文書できたらなかなか拒否権というのがありませんので、いらだちを覚える所もあります。

この案件についてはよろしいですか。それでは採決いたします。議案第13号農地法第5条の規定による許可申請審議番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第13号審議番号1は原案のとおり決定いたしました。

続きまして審議番号2と3につきましては、転用計画が同じ内容となりますので、合わせて審議していきたいと思えます。本日、地区担当の原中壽委員が欠席のため、事務局が代読をお願いします。

事務局 では事務局より代読いたします。

ご報告いたします。今回の申請地につきましては、9月3日に農業委員会事務局の原田書記の立会のもと、現地確認を行いました。申請者の〇〇氏が、貸資材置場として利用するため農地の転用許可申請がなされております。すでに地元の水利関係者との協議も行われ、同意も得られておりま

すので、特に問題ないと判断いたしております。みなさんのご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長 続いて事務局説明となりますが、報告事項第3号、農地法第18条第6項の規定による届出についても今回の審議と関連がありますので、合わせて説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見はございますか。

それでは採決いたします。議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請審議番号2、審議番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第13号審議番号2、審議番号3は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、審議番号4の議案に供します。地区担当の原中輝司委員より説明をお願いします。

原中輝委員 ご報告いたします。今回の申請地につきましては、8月31日に農業委員会事務局の原田書記の立会のもと、現地確認を行いました。申請者の松岡興業有限会社代表取締役松岡悦子氏が、資材置場として利用するため農地の転用許可申請がなされております。すでに地元の水利関係者との協議も行われ、同意も得られておりますので特に問題ないと判断いたしております。皆さんのご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長 続いて事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 それでは質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。

芳中委員 ここは田んぼからどれくらい上がるんですか。

事務局 23ページをお開きください。ここに断面図があるんですけども、真

ん中のA-A断面の所を読み取りいただけると、左側両サイドにブロックがあります。ブロック一段が500ぐらいですので埋め立てが70cm上がることになっております。

芳中委員 畔は残るんですか。

事務局 畔は残ります。23ページの下の段ですね。B-B断面とあるんですけども、左側に排水路がありまして、そこに既存の水路がありますので、これがどこかというところ23ページの上の平面図があるんですけど、資材置場の下のラインに水路がはしっております。水路を管理する畔は残っていくというかたちです。1.5mほど水路からとっております。

大塚推進委員 埋め立てる時に境界の確認とかはしているんでしょうか。この図面を見ていたらU字構の所に境界とありますが、正確にいったらもうちょっと官民境界があるんじゃないかと思うんですけど。

事務局 22ページをお開きください。現況平面図があるんですけど、水路敷がいびつに入ってきてはいるんですけども、水路際から1.5メートルとっておけば大丈夫というところを出しているんですが。

大塚推進委員 設計事務所がしているから実際は測量は入れてないんですよ。

事務局 用地測量までは入っていないです。

大塚推進委員 資材置場とか埋め立てていってるんですけど、実際は埋め立てた時の境界というのを出していないからですね。

久保委員 家を建てる時は境界は出さないといけないですよ。

大塚推進委員 資材置場も出さないといけないけど、そこまでしていないんですよ。すると測量の費用がかなりかかるから。

事務局 家を建てたりするときには開発とかもかかってくるので、建築指導課から指導がありますね。資材置場となるとそこまで明確にすることがないので。

大塚推進委員 縛りがないからね。ただ実際にいったらうちの法定外公共物の管理条例にはひっかかってきますよね。

事務局 | なので、字図と写真を見比べてこれくらいまでとっておけば大丈夫だろうというところではかせてもらっています。

議長 | この部分は水路が上にあっただんです。この地図上で。今度は下側に別途作っております。

芳中委員 | 水路は残っているんでしょう。

議長 | 元々の水路はこちらでしょう。

芳中委員 | 上にも水路はあるんでしょう。

議長 | 下もあるんです。

芳中委員 | 上からとらないと下からはとれないです。真ん中の水路は。

事務局 | 真ん中の水路は排水路ですね。用水を道路の法下に既存あるんですけども、土で埋まってしまっていて、造成してそこも埋まってしまいますので、それを排水路の横に新しく用水をつけるという計画でいってます。それがみてとれるのが、23ページの下ですね。先ほどのB-B断面とありましたけど、下の断面ですね。左側に水路と書いていて800とあります。これが排水路です。その右側にU型300と書いてあります。松岡興業のコンクリートブロックと排水路の間に用水が新しく切り回して作るということです。これが用水になってきます。23ページの上の平面図でいくと、ぐるりを回って右上の方に矢印がでていますけれども、こういった形で迂回させるような水路を条件にということで作っております。

久保委員 | 元の水路があるじゃないですか。登記かなにかで入れ替えて本人の土地か何かになるんですか。道路横の水路があるじゃないですか。

事務局 | 同じ水路敷の中できりまわすだけなので、登記上は何も変わりません。

大塚推進委員 | 土地の所有は桂川町の中にこの水路を入れ込むんだから何もかわりません。埋め立てた水路をそこが使うなら占用願を出さないといけないだけです。

議長 | それでは採決いたします。議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請審議番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手

をお願いします。

委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第13号審議番号4は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第14号桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 それでは質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。なければ採決いたします。議案第14号、桂川町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定しました。続きまして議案第15号、遊休農地の判定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 これより質疑に入ります。質問等はございますか。

高嶋委員 以前B判定の農地を法務局に申請したら、農業委員会の確認で法務局は受け付けないことがあったんですけど、あれはどうなりましたか。あれから先、法務局はちゃんと受け付けてますか。

事務局 実際の流れとしましてはここで非農地判断をすれば、非農地通知を出します。そこから法務局に出してスムーズに流れるんでしょうけど、法務局の登記官が現地を見に行っただけで判断ということですね。ですので、その時に農地がきれいに草刈とかされていたら、当然判断は難しいのかなというところはあります。

高嶋委員 どうしたら通りますかと聞いたら、ちゃんと農地でないことが確認できないと、私たちとしては雑種地とかには変更できませんよといわれたんですよね。

事務局 逆にそこはそのまま残っているのでしょうか。

高嶋委員 もう売ってしまったんですけど。売った後にきれいにしました。

事務局 そういう事ならそこはもう終わっていると思います。
ただ、今回国から農地じゃないものは早めに非農地の判定をするように
と言われていました。逆に今度は法務局とかに対してもその国の方からそう
いう風にしてくださいという通知を出すという事でしたので、今後はちょ
っと違うのかなと期待したいところであります。

高嶋委員 せっかくここで判定しても、判定が向こうで覆ったらですね。

事務局 とにかく早めに農地でないものは農地から宅地とかに変えて、要は税金
がその分上がっていく形になります。

竹本委員 ○○さんの所は砂利敷になっているけど、税金はどうなっているんです
か。

事務局 現況の確認をしていないんですけど、大体課税は現況課税ですのでおそ
らく宅地課税にはなっているんじゃないかと思います。今回確認はしてお
りませんが大体ここは目立つところですので。

議長 ここはですね、今年じゃないんですよ。何年も前から落とさないといけ
ないという事だったんですけど、ずっと残ってきているんですよ。

竹本委員 使い道はあるんですか。

芳中委員 使い道はないです。ここに家を建てても見えにくいので、事故のもとに
なります。

大塚推進委員 13ページの左側なんですけど、これはおとしたらゴミとか捨てたりし
ないのでしょうか。

議長 それが一つは気になる場所でもあるんですけど、結局この先の谷のほ
うに不法投棄とかが多いんですよ。体育館からちょっと上っていくとこ
ろの左側にミラーがありますよね。そこの左側のほうなんですよ。これの
ちょっと先の方は、行政にきいたら不法投棄があると。この場合はちょ
っと高いので、不法投棄はしにくいかなとは思いますが。

事務局 場所は役場から行くと、天道工業団地の大きな交差点があって、左に行ったら体育館がありますね。体育館の先を大将陣に行く途中に左に下りていく細い道があるんですけど、その部分です。左に下りていく道の右側の山手の方は不法投棄が多い箇所になっております。先ほどもちょっと話題になりましたけど、農地からおとしてしまうと何をされようが何も管理できなくなるというリスクはあるんですよ。ここで皆さんにご審議いただきたいのが、本当に農地からおとしていいのかどうかというところをご判断いただければ、事務局としても助かります。

議長 B判定の2番はおとさないとしようがないと思うんですけど、写真をとったんですけど、1番と2番はみんなで話をされてですね。来年からは桂川町ではみんなに審議をかけてB判定で落とすか落とさないかという決めるんですけど、本当はこれに出したらおとさないといけないんです。桂川町は今年はみんなで審議しようという事でありますので、国の指導としてはすみやかにおとしなさいということです。私がいつも言っているのはおとすのは簡単におとせるんですけど、結局変なものを建てられるとかという場合には農業委員会から手が離れてしまうので、農業委員会が管理できるところはしたほうがいいんじゃないかという考えです。

1番はどうでしょうか。

竹本委員 持ち主に通知を出して草切等をしてくださいという指導はできないんですか。

大塚推進委員 でも去年もA判定でしょう。

竹本委員 できないならシルバーとかでもお願いして、農地の管理をしてくださいという行政からの指導をした方がいいんじゃないですか。不法投棄場所を作るようなものですからね。

議長 1番ですが、ここは保留という形にして地権者に対して管理のお願いをするということで一応A判定にしたいと思います。2番はおとしてよろしいでしょうか。そういう決定にしますのでよろしくお願いします。

続きまして、その他事項を事務局よりお願いします。

その他事項

・現況証明願いについて

次回の農業委員会は10月7日木曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第6回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人

議事録署名人